

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年6月7日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

| | |
|--|----------------------|
| 工事（委託業務）番号 | 第24-41370-0141号 |
| 工事（委託業務）名 | 道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装） |
| 質 問 事 項 | |
| <p>1. 支障木伐採が共通仮設費で計上されていますが、主たる工種（伐採がクリティカルパス）であることから、本工事で計上するように協議変更は可能でしょうか。</p> <p>2. 特記仕様書第11章総則11-2で支障物件無しになっていますが、NO. 33付近から終点までの山側にNTT線があり移設しないと伐採・土工に支障が出ますが、移転時期をご教示願います。</p> <p>3. NTT線の移設前に伐採を先行する場合、NTT線上に覆いかぶさっている支障木を先行伐採しなければなりません。先行伐採には支障木伐採歩掛に加え高所作業車での作業をする必要があるため、協議変更は可能でしょうか。</p> <p>4. 特記仕様書第11章総則3で関連工事（法面工）が逆巻工法での施工をするために施工調整が必要とありますが、法面工事の発注時期をご教示願います。</p> <p>5. 特記仕様書に関連工事（道路橋りょう整備（再復）工事（法面））があり、各受注者間で調整することと記載されていますが、着手時期及び完了時期をご教示願います。</p> <p>6. 道路左側の掘削作業にあたり、任意仮設として仮設防護柵工（参考図として図面添付）の設置を想定し積算されています。仮設防護柵を現道路側に参考図通り施工すると、仮設防護柵工の存置期間（掘削作業及び関連工事（法面）期間）の一般車は終日片側交互通行規制による通行となると考えていますが、それでよいかご教示願います。 なお、片側交互通行規制となった場合の費用は、協議変更可能でしょうか。</p> | |
| 回 答 事 項 | |
| <p>1. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。</p> <p>2. 特記仕様書第11章11-2)において記載を訂正し、電子閲覧システムに再掲載しました。</p> <p>3. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。</p> <p>4. 令和6年8月頃を予定しております。</p> <p>5. 関連工事（道路橋りょう整備（再復）工事（法面））の着手時期は令和6年8月頃、完了時期は令和7年9月頃となる見込みです。</p> <p>6. お見込みのとおり、仮設防護柵工の存置期間については、終日片側交互通行規制を行う考えです。なお、片側交互通行規制に係る夜間の簡易信号機は安全費として共通仮設費率に</p> | |

含まれています。その他、別途協議変更が必要な事項がある場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議に応じます。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。